

特定個人情報保護評価書 予防接種に関する事務 全項目評価書（素案）について

予防接種に関する事務については、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める予防接種の実施にあたりマイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を取り扱うことから、特定個人情報の取扱いによって発生するリスクを防止・軽減するための適切な措置等を特定個人情報保護評価書にて公表しております。

この度、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、当該事務のシステムは国が定める標準仕様書に基づく標準準拠システムに移行し、これに併せて国の用意するガバメントクラウド上にデータを保管することとなりました。

これに伴い、保有している特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることから、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第1項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書を公示し、パブリックコメントを行いました。

つきましては、この特定個人情報保護評価書について、同規則第7条第4項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. これまでの経過

- ・平成27年10月 予防接種に関する事務 基礎項目評価書及び重点項目評価書 公表  
※評価書公表後、概ね1年ごとに見直し（修正、追加等）を実施
- ・令和4年2月 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加に伴う評価の再実施  
→ 予防接種に関する事務 基礎項目評価書及び全項目評価書 公表
- ・令和4年7月 電子交付機能による新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付、ワクチン接種記録システム（VRS）による他市町村への接種記録照会の運用の変更等に伴う評価の再実施  
→ 予防接種に関する事務 基礎項目評価書及び全項目評価書 公表
- ・令和5年3月 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付機能の追加に伴う評価の再実施  
→ 予防接種に関する事務 基礎項目評価書及び全項目評価書 公表

## 2. 評価書の主な変更点（※全項目評価書 p. 40 以降、変更箇所 参照）

保管場所やリスク対策等の変更 （重要な変更）に該当）	標準準拠システムをガバメントクラウド上に構築することに伴い、国の定めるガバメントクラウドの安全管理措置に従った内容を追加
システムの機能やファイル記録項目等の変更	国の示す標準仕様書にあわせて、システム機能や保有するデータ項目等を変更
番号法改正に伴う変更	番号法が改正されたことにより生じた引用法令の条ずれ等に伴う変更
VRSに関する記載の削除	VRSの全機能停止に伴い、VRSに関する記載を削除

## 3. ガバメントクラウド、標準化について

地方公共団体情報システムの標準化とは、地方公共団体の基幹業務システムを、国が定める標準仕様書に基づく標準準拠システムに移行する取組みで、国が用意するガバメントクラウドを活用して、標準準拠システムを利用することとなります。

ガバメントクラウドや標準準拠システムへの移行に伴い、特定個人情報の保管場所の変更等が「重要な変更」に該当するため、全項目評価書の再評価を実施する必要があります。

なお、ガバメントクラウドやガバメントクラウドへの接続はインターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成され、業務データへのアクセスにも十分な制御が講じられます。また、物理的にも厳重な入退室管理策を行うなど、これまでと同等のセキュリティ対策が実施されます。

## 4. ワクチン接種記録システム（VRS）の機能終了について

新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の接種記録等を管理する「ワクチン接種記録システム（VRS）」につきましては、令和6年3月にワクチン接種証明書の電子交付・コンビニ交付機能が終了し、9月末に全機能が終了しました。

これに伴い、VRSを用いて特定個人情報（マイナンバー）を取り扱うことがなくなるため、全項目評価書からVRSに関する記載を削除しました。

## 5. パブリックコメントについて

- ・実施期間 令和6年11月1日（金）～12月2日（月）
- ・実施方法（周知方法） 広報ふなばし（11月1日号に掲載）・市ホームページ  
（評価書閲覧場所） 健康づくり課・行政資料室・船橋駅前総合窓口センター  
各出張所・各図書館・各公民館  
（意見提出方法） 健康づくり課に持参・ファクシミリ・電子メール・郵送  
の各方法で受付

